

**S B I ジャパンネクスト証券における取引有価証券の種類追加等に伴う
「業務方法書の取扱い」の一部改正について**

I. 改正趣旨

S B I ジャパンネクスト証券株式会社が運営する私設取引システムにおいて取引有価証券の種類が追加されること等に伴い、「業務方法書の取扱い」について、別紙のとおり所要の改正を行う。

II. 改正概要

1. S B I ジャパンネクスト証券における清算対象取引の追加

- ・ S B I ジャパンネクスト証券が開設する金融品市場における清算対象取引として内国法人の発行する新株予約権証券等を追加する。

2. その他

- ・ その他所要の改正を行う。

(備 考)

・ 業務方法書の取扱い第2条

・ 業務方法書の取扱い第2条

III. 施行日

2019年8月23日から施行する。

以 上

業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(清算対象取引)</p> <p>第3条 業務方法書第3条第2項第1号に定める取引に係る清算対象取引は、次の各号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場における当該各号に定める有価証券の売買とする。この場合における用語の意義は、当該各号に掲げる指定市場開設者が定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) SBIジャパンネクスト証券株式会社</p> <p>次のaからjまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該aからjまでに定める取引(過誤訂正等のための売買を含む。)</p> <p>a <u>内国法人の発行する株券(内国法人の発行する優先出資証券を含む。)</u> 普通取引</p> <p>b <u>内国法人の発行する新株予約権証券</u> 普通取引</p> <p>c <u>外国法人の発行する株券(外国法人の発行する新株予約権証券及び外国株預託証券を含む。)</u> 普通取引</p> <p>d (略)</p> <p>e (略)</p> <p>f (略)</p> <p>g <u>新投資口予約権証券</u> 普通取引</p> <p>h (略)</p> <p>i (略)</p> <p>j (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>2～11 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和元年8月23日から</p>	<p>(清算対象取引)</p> <p>第3条 業務方法書第3条第2項第1号に定める取引に係る清算対象取引は、次の各号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場における当該各号に定める有価証券の売買とする。この場合における用語の意義は、当該各号に掲げる指定市場開設者が定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) SBIジャパンネクスト証券株式会社</p> <p>次のaからgまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該aからgまでに定める取引</p> <p>a 内国法人の発行する株券 普通取引 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>b (略)</p> <p>c (略)</p> <p>d (略) (新設)</p> <p>e (略)</p> <p>f (略)</p> <p>g (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>2～11 (略)</p>

施行する。